

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～4 [略]</p> <p><u>5</u> 入学検定料等の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学検定料免除申請書又は入学生免除申請書（以下「申請書」という。）に前項各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p>	<p>附 則 1～4 [略]</p> <p><u>5</u> <u>条例附則第5項の規定により入学検定料の免除を受けることができる者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因して、入学検定料の免除を受けようとする者及びその生計を維持する者の収入が授業料等減免対象者の認定を受ける者に準ずる程度に減少した者とする。</u></p> <p><u>6</u> 入学検定料等の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学検定料免除申請書又は入学生免除申請書（以下「申請書」という。）に、<u>条例附則第4項の規定による免除にあつては附則第4項各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたこと、</u><u>条例附則第5項の規定による免除にあつては前項に規定する者に該当することを証する書類</u>その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。